

## お知らせ

資料提供

三次記者クラブ

平成29年10月2日

# 『河川協力団体』を募集します

## ～河川における民間団体への活動支援制度～

江の川水系の三次河川国道事務所及び土師ダム管理所が管理する江の川（広島県内）・馬洗川・西城川・神野瀬川・灰塚ダム・土師ダムの区間において、下記のとおり「河川協力団体」を募集します。

### 【概要】

#### 1. 募集期間

平成29年10月2日(月)～平成29年11月30日(木)

#### 2. 募集要項等

募集要項、申請様式等の詳細については、三次河川国道事務所のホームページ（<http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/bosyu/index.html>）をご確認下さい。  
なお、募集は三次河川国道事務所が行います。

#### 3. 問い合わせ等

河川協力団体の制度、申請方法等について、ご不明な場合は下記へお問い合わせ下さい。

#### 「河川協力団体」とは

- ・河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO、町内会等の団体を支援するものです。
- ・河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

江の川水系では、平成28年3月に初の河川協力団体として「土師ダム桜守プロジェクト」が指定されました。その活動状況は、別紙のとおりです。

### 【問い合わせ先】

国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所

副所長（河川）

【担当課長】 占用調整課長

【広報担当】 調査設計課長

たむら みのる  
田村 実  
こいけ たけみ  
小池 健三  
すなほり まつお  
砂堀 松男

広島県三次市十日市西 6-2-1

TEL : (0824) 63 - 4121 (代表)

FAX : (0824) 63 - 3132

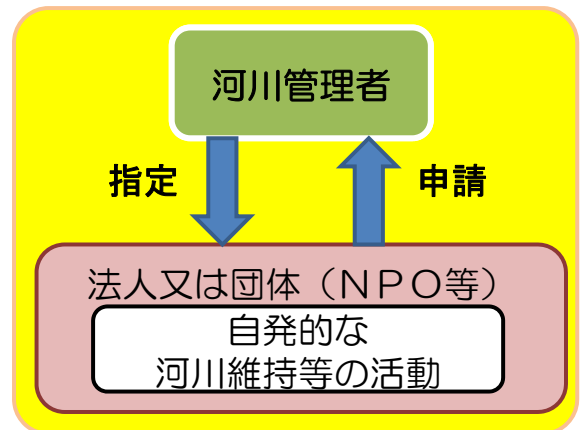
# 河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

- 河川法** 第58条の8（河川協力団体の指定）  
第58条の9（河川協力団体の業務）  
第58条の10（監督等）  
第58条の11（情報の提供等）  
第58条の12（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

## ■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。  
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



## ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

**河川法 第58条の9** 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動

## ■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

### 河川法 第58条の12 (河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

#### ◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

#### 例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

### 河川法 第99条(地方公共団体等への委託)

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの(次項において「地方公共団体等」という。)に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体への委託可能 **拡大** 【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

#### 《委託の例》

##### ①「河川管理施設の維持」

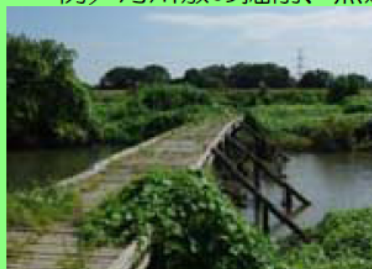
例) 堤防上の草刈り



堤防除草

##### ②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

# 河川協力団体募集要項

## (三次河川国道事務所・土師ダム管理所)

### 1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

### 2 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

#### (1) 期待している具体的な活動内容

河川法第58条の9のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
  - ・河川敷（堤防含む）の清掃、除草、伐木
  - ・八千代湖(土師ダム)周辺の樹木管理
- ② 河川の管理に関する調査研究
  - ・河川敷内の外来植物(水生植物を含む)の分布調査
- ③ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
  - ・環境学習(水生生物調査・植物調査)の支援

#### (2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

- ・江の川 島根県境から土師ダムまでの国管理区間
- ・馬洗川 江の川合流点から5.8kmの国管理区間
- ・西城川 馬洗川合流点から1.3kmの国管理区間
- ・神野瀬川 江の川合流点から5.5kmの国管理区間
- ・灰塚ダム 国管理区間
- ・土師ダム 国管理区間

なお、申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

### 3 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

## 4 申請書類

(1) 河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。（様式第1号）

ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの

イ 直近おおむね5年間（当該年度を含む）の活動実績報告書

（参考様式—報告）

ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書（参考様式—計画）

エ 法人等の監査報告書又は収支計算書

オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）

カ 3 申請資格⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の要件を満たすことを証する書類

（参考様式—誓約書）

キ 直近5年間で団体名の変更があった場合は、名称変更以前からの経緯、継続性が確認出来る資料（該当の場合に限る）

(2) 申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却いたしません。

- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

## 5 募集期間

平成29年10月2日から平成29年11月30日まで

## 6 提出先

- (1) 以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。  
ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

〒728-0011  
広島県三次市十日市西6丁目2番1号  
中国地方整備局 三次河川国道事務所 占用調整課  
TEL (0824) 63-4121  
Eメール info-miyoshi@cgr.mlit.go.jp

〒731-0301  
広島県安芸高田市八千代町土師369-24  
中国地方整備局 土師ダム管理所 管理係  
TEL (0826) 52-2455  
Eメール haji@cgr.mlit.go.jp

- (2) 申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、河川の管理を管轄する中国地方整備局の事務所又は管理所（以下「事務所」という。）の複数にまたがる場合には、いずれかの事務所に提出してください。

## 7 審査方法

- (1) 審査方法  
河川協力団体の指定を行うに当たり、三次河川国道事務所に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。  
なお、地方整備局長等は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。
- (2) 審査基準
- ① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
    - (ア) 継続性：直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活

動を継続的に行っていること。

(イ) 公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。

(ウ) 活動姿勢：直近おおむね5年間（当該年度を含む）において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

(イ) 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。

(ウ) 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

(3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施します。

## 8 結果の通知

(1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

(2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。

(3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

## 9 指定後の留意事項

(1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

(2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、三次河川国道事務所長又は土師ダム管理所長(以下、「事務所長」という)に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。(参考様式一計画)

- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。(河川法第 58 条の 11 第 1 項に基づく報告書)
- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。(河川法第 58 条の 11 第 1 項に基づく報告書)
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所長に対して報告してください。(河川法第 58 条の 11 第 1 項に基づく報告書)
- (6) 河川協力団体の指定を受けた団体は、河川管理者から、河川法第 58 条の 10 に基づく協力の要請があったときは、当該要請に応じ、協力してください。
- (7) 河川協力団体の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ事務所長に届け出てください。(名称等変更届出書)

## 10 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

## 11 問い合わせ先

三次河川国道事務所 占用調整課  
TEL (0824) 63-4121 FAX (0824) 63-3132  
Eメール info-miyoshi@cgr.mlit.go.jp



【別紙】

# 土師ダム桜守プロジェクト (河川協力団体活動報告)

## 指定番号第16号 土師ダム管理所

【活動概要】 土師ダムの桜を後世に継承し、さらには桜の名所100選(日本さくらの会) に選定されることを目指し、桜を愛し楽しむ人を「桜守」として登録し、交流協働の中で、桜の維持・保育を行っていきとともに、桜に関する様々な情報を発信していくことを目的として活動を行っている。

### 活動内容

### 桜守プロジェクト

H28. 12. 4 実施状況  
(参加者約100名)



### ◎平成28年度の活動状況

- 平成28年 3月 1日 河川協力団体の指定
- 平成28年 3月 6日 第20回桜守プロジェクト
- 平成28年10月 5日 桜守プロジェクト役員会
- 平成28年11月17日 桜守プロジェクト総会
- 平成28年12月 4日 第21回桜守プロジェクト
- 平成29年 2月 1日 桜守プロジェクト調整会議
- 平成29年 3月22日 第22回桜守プロジェクト



桜の勉強会

### 河川管理への貢献

土師ダム(八千代湖)周辺にある桜の維持・保育及び周辺の伐採、除草、清掃等の作業を河川管理者と連携して行う。

